木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）
質問書に対する回答書

No	書類名	質問内容	回答
1	受託者募集要領	「特記仕様書第 20 条第 1 項（2）のア～キに示す法的資格相当以上を有する者を少なくとも 1 名以上配置できること。」とありますが、一般仕様書第 9 条に記載があるとおり、資格を有する者が履行すべき業務に対して、有資格者を配置します。よろしいでしょうか。	問題ありません。
2	受託者募集要領	「正本 1 部、副本 7 部」とありますが、正本、副本で記載内容に違いはないとの理解でよろしいでしょうか。	提案内容について、正本と副本とで記載内容は同一としてください。ただし企業名が識別可能な項目につきまして、副本は応募者が特定できないものを提出してください。正本につきましては、応募者を特定することができる記載内容を認めます。
3	受託者募集要領	「技術提案書における各評価の小項目ごとに作成すること。対応する様式は図表－3 のとおりとし、それぞれ A4 用紙 2 枚以内で記載すること。」と記載がありますが、片面・両面印刷のどちらでも可という認識でよろしいでしょうか。	片面印刷で 2 枚以内になります。
4	受託者募集要領	「企業名が識別できる記載を一切しない」とありますが、企業名、ロゴ等の記載をしないことを前提に、実績の記載についてはその限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	実績につきましても、応募者が特定できないようお取り計らいください。
5	受託者募集要領	「市は提出された図書類を複製及び改変できる」とされています。複製後の情報漏洩、並びに改変に起因する提案趣旨の変更、内容の誤認、その他の損害が生じた場合は、市がそ	お見込みのとおりです。

		の責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	
6	評価基準	優先交渉者との委託契約内容に関する協議が成立した場合、別途見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定するとされています。一方、募集要領 15 及び 17(11)では、別途徴収する見積書の金額が、プレゼンテーション・ヒアリング前に提出した見積書の金額より高い場合は失格とされています。総合評価における価格評価との公平性を踏まえ、優先交渉者との契約協議後に提出する見積価格及び契約金額は、当初提出した見積価格以下とし、予定価格の範囲内であっても当初提出した見積価格を上回ることは認められないとの理解でよろしいでしょうか。 また、契約協議において市から業務内容又は要求水準の追加・変更が示された場合も、当初提出した見積価格を上限とするのか、併せてご教示ください。	前段についてはお見込みのとおりです。 後段につきましては、優先交渉者決定後の契約協議において市から業務内容又は要求水準の追加・変更があった場合には、契約締結後に契約変更を行うため、見積合わせの際には当初提出した見積価格を上限としてください。
7	評価基準	地元雇用、地元経済及び地元振興より、「地元企業の育成・活用についての評価基準は、本業務の維持管理品質や災害時対応力の向上につながる具体的な提案を評価するという理解でよろしいでしょうか。また、周辺住民への対応については、本業務に起因する問い合わせ・苦情等への対応を想定したものか、一般的な地域貢献活動まで含むものかご教示ください。	前段につきましては、当該評価項目は木更津市内の人材・企業などの各種地元資源の活用に関する具体的な提案を評価するものです。各種地元資源を活用することにより、維持管理品質や災害時対応力等を向上させる提案であれば、評価対象となります。 後段につきましては、本業務に起因する問い合わせ・苦情等への対応に加え、一般的な地域貢献活動まで含むことを想定しております。

8	業務要求水準書	「受託者は堆肥化に適した性状（含水率、有機物含有量、重金属等の含有量が基準値以下であること等）を有する汚泥を安定的に供給するよう努めること。」とありますが、有機物含有量、重金属等の含有量は流入下水水質に由来し、受託者でコントロールができないと思慮します。よって、「受託者は堆肥化に適した性状（含水率、有機物含有量、重金属等の含有量が基準値以下であること等）を満たさないことを把握した場合は、直ちに市へ報告すること。」と条文の変更をお願いいたします。また、基準値をご教示ください。	堆肥化処理の安定的な運用と品質確保を目的とするため、原案のとおりとさせていただきます。なお、流入水に重金属等が混入したことが原因となり脱水汚泥から相当量の重金属が検出されることはやむを得ないものと考えられますが、二次汚染防止への御協力をお願いします。また、含水率や有機物含有量（強熱減量等）は流入水質に依存する部分もありますが、汚泥濃縮・脱水工程での調整により、可能な限り変動を抑えるように努めていただきたく存じます。 堆肥化施設における脱水汚泥の含水率及び有機物含有量（強熱減量等）の性状につきましては、木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業に係る事業者募集（公募型プロポーザル）の関するホームページに掲載している要求水準書の 9 ページをご確認ください。重金属等につきましては、製品化後において肥料の品質の確保等に関する法律に基づく汚泥肥料の重金属許容量を下回る必要があります。脱水汚泥段階での基準値につきましては、市及び堆肥化施設の維持管理受託業者並びに本業務委託の受託者との協議のうえ、決定するものとします。
9	業務要求水準書	脱水汚泥を堆肥化施設に搬出する際に、正確な搬出量を得るための手段として、計量証明書もしくは類似する書面を発行いただくことは可能でしょうか。	計量証明書に類似する書面につきまして、発行可能です。

10	業務要求水準書	自然災害等の影響により急激な流入水量の増加があった場合、処理場の冠水防止策として流入ゲートの操作を行う必要がございます。事前に貴市との協議を行いますが、やむを得ず緊急措置による操作が必要となった場合は事後の報告となりますがよろしいでしょうか。	緊急的措置として流入ゲートの操作を行う場合には監督職員と協議後に操作を行っていただきます。ただし、休日及び夜間において監督員と連絡が取れない場合には、受託者の判断により操作を行っていただきます。
11	業務要求水準書	「浄化槽法第 11 条に基づく、東清団地汚水処理場・岩根ポンプ場・金田西雨水ポンプ場に設置された浄化槽等の点検を行う」とありますが、設計書には金田西雨水ポンプ場に該当する項目の記載がありません。どちらが正かご教示ください。	金田西雨水ポンプ場には浄化槽ではなく便槽が設置されていることから、浄化槽法に基づく法定点検は不要ですが、維持管理業務としてし尿等の抜き取り作業や点検業務は本業務委託の範囲内となります。
12	業務要求水準書	「1 件 200 万円未満の修繕」の金額は、消費税及び地方消費税を含まない税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込金額となります。
13	業務要求水準書	市との協議及び合意により本業務委託の範囲として実施する緊急修繕の費用は、同アに規定する年間 5,000 万円(税抜)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、緊急修繕の実施により年間の修繕費が 5,000 万円(税抜)を超える場合、超過分は契約変更等による増額の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、超過分は清算の対象であることから、本契約とは別に清算契約を締結し、3 月期の支払時に清算いたします。
14	業務要求水準書	№1 脱水機用に使用されるポリアミジン系高分子凝集剤は、生産が終了となっております。他の高分子凝集剤を調達するとの認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。

15	一般 仕様書	電力価格、人件費、及び修繕費並びに薬品費以外の費目の変動は受託者負担とありますが、燃料費（A 重油、軽油、ガソリン）の変動についても、精算対象とすることは可能でしょうか。	原則として受託者負担となりますが、自然災害等が起因したことによって使用量が増加した場合または不可抗力等による著しい単価変動が発生した場合には、別途協議のもと、決定します。
16	一般 仕様書	リスク分担表の「運転管理、下水量及び流入水質の変動リスク」で「過年度の実績等から合理的に想定できる範囲内における水量・水質の変動」は受託者のリスクとありますが、「合理的に想定できる範囲内」の定義が不明瞭であるため、下記「合理的に判断できる範囲を超えた水量・水質の変動」と同様に、「協議」としていただけますようお願いいたします。	過去の運転実績データをもとに、市と受託者の間で「合理的に想定できる範囲内」を協議のうえ決定するため、原案のとおりとさせていただきます。その決定した範囲内における水量・水質の変動については受託者の負担といたします。一方、当該範囲を超える変動や、やむを得ない事情により著しい変動があった場合には、別途協議のもと、負担者を決定します。
17	一般 仕様書	電力価格、人件費、修繕費及び薬品費の調整は「各事業年度の 3 月期の支払い時に精算」とある一方、精算の申出は「当該事業年度の 10 月期まで」とされています。申出時点で未確定となる 11 月から翌年 3 月までの精算方法について教示願います。	10 月期時点においては、清算の「申出」のみを受け付けるものとします。申出時点で未確定である 11 月から翌年 3 月分を含む年度全体の清算金額については、3 月時点での実績値に基づき清算協議を行い、双方の合意が得られた後に清算契約を締結したうえで、3 月期の支払時に清算いたします。
18	一般 仕様書	保守点検、分析、清掃等の再委託費に含まれる労務費は、「人件費相当額」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	再委託に含まれる労務費については、「人件費相当額」には含まれません。
19	特記 仕様書 設計書 第 13 号	ポンプ場沈砂池清掃業務について、「岩根ポンプ場、雨水ポンプ場、中継ポンプの沈砂池・ポンプ井等の清掃」とありますが、上総中継ポンプ場、金田西中継ポンプ場、金田東雨水ポンプ場、金田西雨水ポンプ場は	設計書に記載のないポンプ場等の沈砂池清掃業務につきましても、履行期間中に当該施設において清掃の必要が生じた場合には、市と受託者において別途協議のもと、清掃業務を委託する可能性があります。その際の具体的な進め方に

		設計書に記載がありません。対象外という認識でよろしいでしょうか。	ついては、別途協議のうえ、調整させていただきます。
20	技術提案書様式	枠内の（A4,2 枚以内で記載すること。ただし図表、実績資料等は最小限度の範囲で添付してよい。）という注記文は削除してもよろしいでしょうか。	削除することは可能です。